

原子爆弾被爆者に対する交通手当支給要領

(昭和48年3月8日付け予第413号)

1 趣旨

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年12月16日法律第117号)に基づき被爆者が健康診断を受診した場合、この要領により交通手当を支給するものである。

2 支給対象者

健康診断の一般検査(がん検診を含む)を受診した者のうち、次項により算定した交通費の額が往復で400円以上の者及び精密検査を受診した者とする。

3 支給額の算定方法

公共交通機関(タクシーを含む)を利用して支出した交通費の額が400円以上の者及び精密検査受診者で公共交通機関(タクシーを含む)を利用した者については、最寄りの公共交通機関の最下級運賃を支給する。

4 支給方法

受診の際に、検査実施機関に請求書(様式1)を提出させ、同機関より提出を受けた管轄保健福祉事務所長が交通手当を支給する。

5 支給の特例

知事が特に必要と認めた場合、同一受診者が1回の検査に際し二度以上にわたって受診したときは、交通手当をその都度支給するものとする。

6 報告

保健福祉事務所長は、各健康診断が終了したときは、その都度交通手当支給者名簿(様式2)を作成して、知事に報告する。

7 施行

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(様式1)

請 求 書

¥

ただし、令和 年度原爆被爆者健康診断受診者に対する
交通手当として

手帳番号 第 ー 号

検 査 内 容	受 診 日
一 般 検 査	令和 年 月 日
がん検査(一般)	令和 年 月 日
精密検査(一般)	令和 年 月 日
精密検査(がん)	令和 年 月 日

交 通 経 路 及 び 運 賃	交通機関の別	乗 車 区 間	片道運賃	往復運賃
	JR ・ バス ・ 船	～	円	円
	JR ・ バス ・ 船	～		
	JR ・ バス ・ 船	～		
申請額(往復運賃の合計額を記入してください。)				円
決定額(保健福祉事務所記入欄。この欄には記入しないでください。)				円

(注1)この欄は、支給要領の3に該当する場合のみ記入すること。

(注2)タクシーを利用した場合は、最寄りの公共交通機関の最下級運賃に換算して請求すること。

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

下記の口座に入金することを希望します。

金融機関	支店名	口座番号	口座名義人
		普通	カタカナ